

宮崎国際大学における公的研究費に関するコンプライアンス教育に関する申合せ

平成 28 年 1 月 15 日(研究推進委員会決定)
平成 30 年 6 月 25 日改定(研究推進委員会決定)
令和3年11月30日(教育研究評議会決定)

1. はじめに

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年8月 26 日付文部科学大臣決定)の運用が平成 27 年4月1日から開始された。研究活動の不正に関しては、研究者(教員)個人の責任は当然として、研究機関が責任を持ち、組織を挙げて取り組むことが必要となっています。

これらの状況を受け、宮崎国際大学(以下「本学」という。)では本申合せを策定し、研究倫理・コンプライアンス教育を実施し、本学の研究に関わる者等が、ガイドラインにおいて定められた事項を理解し、遵守することで、研究者倫理を向上させるために定め、運用してきました。

しかしながら、国内の関係各研究機関においては、その後も公的研究費による支援をうけた研究において不正は引き続き発生しています。これをうけて、文部科学省は再度令和 3 年 2 月 1 日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について、改正し、実効性のある取組を実施するように通知しました。本申合せでは、従来の研究倫理・コンプライアンス教育について、見直しを行い、関係する全員を対象により徹底した教育を実施します。

2. 対象者

本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員(非常勤講師、教職員及び研究に関係する学生を含む)

3. 研究倫理・コンプライアンス教育の実施方法及び実施体制

1) コンプライアンス推進責任者が実施するものとする。

2) 実施方法

状況により、対面あるいはオンラインによる研修会を行う。オンラインの場合、学内ネットワークを活用して、以下の要領で実施する。なお、対面による研修会は、下記の「オンラインによる」を「対面による」に置き換えて実施し、研修内容はオンライン及び対面では同じ内容のものとする。

3) 実施体制

a. 対象者は、コンピューターネットワーク上に設けたオンライン教育プログラムにアクセスし、①コン

プライアンス教育コンテンツの閲覧、②理解度調査への回答、③誓約書の提出を行う。

- b. オンライン教育の受講状況について、コンプライアンス推進責任者は、対象となる全ての受講者の受講状況を管理・監督し、統括管理責任者へ受講状況の報告を行うとともに、未受講者への受講指導を行う。
- c. 理解度調査の回答状況について、コンプライアンス推進責任者は、必要に応じ理解度の低い者に対し指導を行う。
- d. 宮崎国際大学公的研究費不正防止計画で定める誓約書の提出について、系統的に実施可能なものとする。
- e. 対象者は、原則、毎年、上記オンライン教育を受講するものとする。
- f. 学生については、対面あるいはオンラインによる研修会（上記a. ①、②、③）を別途実施する。

4) 実施時期

- a. 毎年6月に実施する。
- b. 学生については、雇用時に実施する。
- c. 新規採用者等については、採用時に実施する。

5) 教育内容

文部科学省作成の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ（研究者向け）を活用するほか、本学独自に作成した教育用コンテンツを活用する。なお、上記教育コンテンツには、本学の不正告発の制度や取組内容等の必要な情報を付加したものを作成し、説明資料とする。

- 6) 上記以外の研究倫理・コンプライアンス教育について、他大学・関係機関の講師を招聘して実施することがある。

<実施方法及び時期>

① 教員等対象

- ・「科研費獲得に向けた学内説明会（補助金の適正な執行管理）」・・・年1回、例年8～9月
- ・「研究不正・研究費不正防止に関する説明会」・・・年1回、例年12月
- ・科研費申請者のための教育プログラム

② 会計、経理担当等の事務系職員対象

- ・「財務会計研修会」・・・年1回、例年11月

③ 新任者対象

- ・「新任教員研修会」・・・年1～2回、例年5月、10月（対象：教員等）
- ・「新規採用職員研修会」・・・年1回、例年4月（対象：事務系職員）